



2022年8月26日

各 位

会 社 名 株式会社リファインバースグループ
住 所 東京都中央区日本橋人形町三丁目 10 番 1 号
代 表 者 名 代表取締役社長 越 智 晶
(コード番号：7375)
問い合わせ先 経 営 企 画 部 長 鈴 木 諭 也
TEL. 03-5643-7890

本店移転及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月28日に開催予定の第1回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することおよび本定時株主総会において前記定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本店移転

(1) 移転後本店所在地

東京都千代田区有楽町二丁目2番1号 X-PRESS有楽町11階

(2) 移転の理由

当社は、営業活動の効率性の向上や人材採用の強化を目的として、東京都千代田区に本店を移転することといたしました。

(3) 移転予定日

2022年10月頃

(4) 業績への影響

移転費用および2022年8月15日公表の2023年6月期の連結業績予想への影響は軽微です。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

a. 目的の変更

今後成長戦略として、他社への資本参加及び他社の当社子会社への資本参加等も想定されるため、現行定款第2条（目的）において、目的を追加するものであります。

b. 本店の所在地の変更

第1項に記載した理由のため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更につきまして

は、2022年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則を設けるものであります。

c. 株主総会資料の電子提供制度にかかる規程の追加

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定（変更案第18条第1項）及び書面交付請求をした株主の皆様へに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定（変更案第18条第2項）を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第2条（目 的） 当社は、次の事業を営む 会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること及びこれに付帯する業務を行うことをその目的とする。</p> <p>1. 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理並びにその製品の販売</p> <p>2. 産業廃棄物の再生処理に関する研究開発及び装置の製造、販売</p> <p>3. 繊維、樹脂、プラスチック材、紙等の切断装置、乾燥装置、圧縮装置、粉碎装置、攪拌装置、分級装置等産業機械の開発、製造 並び に販売</p> <p>4. 産業廃棄物処理業</p> <p>5. 一般廃棄物処理業</p> <p>6. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬業</p> <p>7. 古物の買い取りと販売</p> <p>8. コンピューターソフトウェアの開発及び販売</p> <p>9. 室内装飾工事業</p> <p>10. 建物及び室内造作物解体工事業</p> <p>11. 樹脂製品その他化学製品の製造販売</p> <p>12. 再生樹脂素材の製造、輸出入及び販売</p> <p>13. 前各号に関する一切のコンサルタント業務</p> <p>14. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>第2条（目 的）</p> <p><u>1. 当社は、次の事業を営む 会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること 及びこれに付帯する業務を行うことをその目的とする。</u></p> <p>1. 産業廃棄物、一般廃棄物の再生処理並びにその製品の販売</p> <p>2. 産業廃棄物の再生処理に関する研究開発及び装置の製造、販売</p> <p>3. 繊維、樹脂、プラスチック材、紙等の切断装置、乾燥装置、圧縮装置、粉碎装置、攪拌装置、分級装置等産業機械の開発、製造 並び に販売</p> <p>4. 産業廃棄物処理業</p> <p>5. 一般廃棄物処理業</p> <p>6. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬業</p> <p>7. 古物の買い取りと販売</p> <p>8. コンピューターソフトウェアの開発及び販売</p> <p>9. 室内装飾工事業</p> <p>10. 建物及び室内造作物解体工事業</p> <p>11. 樹脂製品その他化学製品の製造販売</p> <p>12. 再生樹脂素材の製造、輸出入及び販売</p> <p><u>13. 各種企業への投資</u></p> <p><u>14. 株式の保有、売買及び運用業務</u></p> <p><u>15. 前各号に関する一切のコンサルタント業務</u></p> <p><u>16. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p><u>2. 当社は、前項各号及びこれらに付帯・関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>第3条（本店所在地） 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p>	<p>第3条（本店所在地） 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第18条（電子提供措置等）</u> 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面を記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第45条（報酬等）</u> 1. 第28条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の額は、年額500百万円以内（ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれない。）とする。 2. 第38条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の額は、年額50百万円以内とする。</p> <p><u>第46条（附則の削除）</u> 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第45条（本店所在地の変更の効力発生日）</u> <u>第3条（本店所在地）</u>の変更は、2022年9月30日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとする。</p> <p><u>第46条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>第47条（附則の削除）</u> 附則第45条は、本店移転の効力発生日経過後これを削除する。また、附則第46条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日		2022年9月28日（水曜日）
定款変更の効力発生日	第2条	2022年9月28日（水曜日）
	第3条	2022年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日
	第18条	2022年9月28日（水曜日）

以上